

第6章 推進体制及び評価



胎内市における総合的な健康づくりのための方策について協議し、市民の健康増進を図るため「胎内市健康づくり推進協議会」を設置しています。本協議会を中心として、目標達成のための進行管理と推進について検討、協議します。また、ライフステージの乳幼児・園児、学童・生徒に関しては、各保育園・幼稚園の代表者、小・中・高校の養護教諭が参加する保健連絡会で実態の協議をし、協議したものを健康づくり推進協議会で審議することとします。

市民参画による計画の推進については、「健康たいない21」計画の推進員でもある「元気ふれあい広め隊」や「元気づくりプログラム」の1つである「ピカもぐ劇団」等の地域づくりボランティアの活動の中で推進していきます。

2 計画の公表・周知

策定した計画は、市の「ホームページ」などを通じて公表していきます。また、広報紙に掲載するとともに健診・教室等において市民への啓発に努めます。

3 評価

本計画の評価は、第5章 施策の展開に揚げた評価指標に基づき、計画最終年度の令和7年度に行います。また、目標については、各種調査等の結果を考慮した上で、胎内市健康づくり推進協議会などの各種会議で見直しを行います。